

7月から利用しやすく変わります

# 国民年金保険料の免除制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する保険制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときは、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。今回は、7月からより利用しやすくなった保険料の免除制度についてお知らせします。

平成18年度の国民年金の保険料は13,860円です。

将来年金を受け取るためには、この保険料を一定期間きちんと納める必要があります。

しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることに

より、保険料の免除や一部納付（一部免除を受けることができます。

## 一部納付が3段階に

保険料の免除制度は、これまで

全額免除と半額免除の2種類でしたが、7月から新たに「4分の1

## 保険料が

払えないのですが……

いろいろな  
免除制度が  
あります



一部納付する場合の  
月々の保険料(平成18年度)

4分の1納付	3,470円
2分の1納付	6,930円
4分の3納付	10,400円

- 納付制度」と「4分の3納付制度」が加わりました。
  - 経済状況に応じた3段階の一部納付が可能になり、より利用しやすくなりました。
  - 全額免除：保険料の全額が免除（年金額は3分の1）
  - 4分の1納付：保険料の4分の3が免除（年金額は2分の1）
  - 2分の1納付：保険料の2分の1が免除（年金額は3分の2）
  - 4分の3納付：保険料の4分の1が免除（年金額は6分の5）
- ただし、これらの制度を利用す

るには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下である必要があります。

**免除を受けても  
年金は受け取れます**

現在、給付されている国民年金の3分の1(将来は2分の1)は国の負担で賄われています。

そのため全額免除の期間があっても、受給する年金には国の負担に相当する額が反映されます。

また、免除期間は障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格期間にも含まれます。

保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態で障がいや死亡などの事態が発生すると、これらの年金が受け取れない場合があります。

で必ず申請しましょう。

ただし、一部納付制度を利用して、納めるべき一部保険料に未納があった場合は無効となり、受給資格期間に含まれなくなりますので注意してください。

**そのほかの免除制度**

- 若年者納付猶予制度：30歳未満の人が対象(所得審査あり)
- 学生納付特例制度：学生が対象(所得審査あり)
- 法定免除：障害年金や生活保護を受けている人が対象

※免除制度についてくわしくは佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)または「ねんきんダイヤル」(左参照)へ。

年金に関する相談は

## 「ねんきんダイヤル」へ

年金請求などの年金相談  
☎0570-05-1165

年金を受け取っている人の年金相談  
☎0570-07-1165

受付時間は午前8時30分～午後5時  
(土・日曜日、祝日を除く)



- ◎ 全国の年金電話相談センターなどのうち、回線の空いているところにつながります
- ◎ 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金で利用できます
- ◎ 電話機の設定や、PHSなど電話機によっては利用できません。電話がつかないときは最寄りの社会保険事務所を利用してください